

経営企画部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

経営企画部の所管に属する令和2年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和3年1月14日から同年3月25日まで

3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 支出に関する事務

ア 令和2年10月8日、9日新居浜市役所視察（その他分）の旅費の支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

（企画調整課）

イ 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、都市政策研究所専門委員報酬について、令和元年度予算で執行すべき令和2年3月分が、令和2年度予算として同年7月28日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（都市戦略課）

(2) 契約に関する事務

ア 契約規則では、契約書の作成について記載しなければならない事項について定められているが、「横須賀プログラミング“夢”アカデミー運營業務」の業務委託契約において、記載等が必要とされる業務委託契約約款及び仕様書等が添付されていない契約書により受託者と契約していた。また、契約事務取扱規程では、随意契約により契約を締結するものは伺書に理由書を添付しなければならないと規定されているが、予算執行伺書において契約課長の随意契約事前審査による承認書は添付されていたものの、随意契約理由書が添付されていなかった。今後は、契約規則及び契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（企画調整課）

イ 予算決算及び会計規則では、備品購入費の支出について支出負担行為として整理する時期は、契約締結のとき又は請求されたときとされているが、テレワーク端末機器一式（増設分）の備品購入費の支出（議会の議決に付すべき契約）において、議会で可決された本契約日ではなく仮契約日により支出負担行為が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（情報システム課）

ウ 横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事

務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。

「令和2年度久里浜第1地区市街地再開発事業に係る計画コーディネート業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書の注意事項では「受託者は横須賀市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。」と定めるに留まり、個人情報取扱事務委託基準に基づく「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付しておらず、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていた。なお、平成30年度の本件委託に係るこの事案は、前回の定期監査においても指摘事項としていた。今後は、同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(まちづくり政策課)